※受付欄

　　年　　月　　日第　　　号

事前協議申込書

（第１面）

　建築基準法第６条第１項、第７条第１項、第７条の３第１項並びに第18条第２項、第14項及び第17項の規定による確認申請、計画変更、計画通知、計画変更計画通知、完了検査申請、完了検査通知、中間検査申請及び中間検査通知の各書類（以下、「申請書等」という。）の内容について、事前協議を申し込みます。

　なお、事前協議にあたっては、下記に記載の免責事項等の内容について、全て了承します。

　建築主事 様

令和　　年　　月　　日

申請者氏名

代理者氏名

|  |
| --- |
| （免責事項等）１．この事前協議における申請書等の審査は、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）」の施行前後の運用の円滑化を図るため、当面の間、香川県が一時的に任意で行うものです。よって、一定の時期を得た後は、この制度は打ち切りますことをご承知おきください。また、この制度は強制ではありませんが法律の改正により申請手続の内容が大きく変わっており、申請内容が適切でない場合は、申請書等の修正や差し替えができなくなるため、できるだけ事前協議を受けるようにしてください。２．この事前協議は、法律の規定に基づく正式審査ではなく、香川県が無償で任意で行うものです。よって、法律に基づく本申請にあたって、この事前協議をしたことが担保となることはなく、本申請時に内容の齟齬等が生じた場合の責任は一切負いません。　　また、事前協議の後、申請者側の事情により申請図書等の差し替え・修正を行った場合等、申請図書の管理についても一切責任を負いませんので、内容変更が生じた場合は再度担当者に相談するなど、取扱いについては十分注意してください。３．この事前協議では、建築主事が書類審査を行う範囲（受理時の正本・副本等の内容照合を除く。）についてのみ、内容審査を行います。よって、消防等、建築基準関係規定についての協議は、別途、所管部局と事前に必ず行っておいてください。また、構造計算適合性判定機関が行う審査については、この事前協議では行いませんので注意してください。４．この事前協議は、実際の本申請における審査担当者と行ってください。協議先と別の審査機関へ本申請をした場合は、審査方法や手続の運用内容が変わることがあり、事前協議の内容が一切無効となります。５．この事前協議は、本申請と同じ内容の審査を行います。よって、協議に際しては、別添のチェックリスト及び本申請時に必要な全ての申請書、添付図書の正本１通を提出してください。また、正本は返却しませんので、必要に応じ控えを準備して協議を行ってください。なお、審査期間は法律で定める標準処理期間によらないので、ご注意ください。 |

(注意)　１　※欄には記載しないでください。

　　　　２　第２面の建築物の概要及び延べ面積等の欄には、建築設備又は工作物にあっては、当該建築設備又は工作物の概要を記載してください。

　　　　３　事前協議添付図面を確認申請書の正本用添付図面とすることを希望される場合には、別紙「事前協議審査用添付図面の確認申請書への使用希望書」を添付してください。

（第２面）

建築物等の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築主 | 氏名 |  | 住所 |  |
| 代理者 | 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 建築士事務所名 | 　　　　　　　　　建築士事務所　香川県知事登録第　　　　号 |
| 申請種別 | □建築物　　□建築設備　　□工作物 |
| □確認申請　□計画変更確認申請　　□計画通知　□計画変更計画通知□中間検査申請　□完了検査申請　　□中間検査通知　□完了検査通知 |
| 敷地の位置 |  |
| 主要用途 |  | 工事種別 |  |
| 延べ面積等 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※上記物件について、以下の事前協議が終了しました。令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| ※審査機関 | ※審査担当者 |
|  |  |

 |

（事前協議処理一覧）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 審査内容 | 適用 | ※審査終了年月日 | チェックリスト | ※チェック |
| ① | 確認・計画通知及び各計画変更申請書の審査 | □ |
| １ | 受理時審査 | 有・無 |  |  | □ |
| ２ | 構造計算の確認審査以外の審査 | 有・無 |  |  | □ |
| ３ | 構造計算の確認審査 | 有・無 |  |  | □ |
| ② | 中間検査申請書の審査 | □ |
| １ | 受理時審査 | 有・無 |  |  | □ |
| ２ | 内容審査 | 有・無 |  |  | □ |
| ③ | 完了検査申請書の審査 | □ |
| １ | 受理時審査 | 有・無 |  |  | □ |
| ２ | 内容審査 | 有・無 |  |  | □ |

※別紙　留意事項　（有　・　無）

（参考）

|  |
| --- |
| 建築基準法関係規定等関係部局への協議一覧 |
| 関係部局 | 適用 | 協議年月日 | チェックリスト |  |
| ・消防（　　　　　　　　　　　　）消防 | 有・無 |  |  |  |
|  | 有・無 |  |  |  |
|  | 有・無 |  |  |  |
|  | 有・無 |  |  |  |
|  | 有・無 |  |  |  |

※別紙（第３面）

|  |  |
| --- | --- |
| No. | 留意事項等 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |